

議案第146号

上越市地域生涯学習センター条例の一部改正について

上越市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上越市地域生涯学習センター条例（平成16年上越市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第2条の表須川地域生涯学習センターの項及び吉川旭地域生涯学習センターの項を削る。

別表須川地域生涯学習センターの部及び吉川旭地域生涯学習センターの部を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。